

国民健康保険と老人保健 10月から負担割合や対象年齢が改正

近年、急速に進む少子高齢化、医療技術の進歩など、医療を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。このような社会の変化に合わせ、わたしたちが将来にわたり安心して医療サービスを受けることができるようにするため、10月1日から医療保険制度が改正されました。

ポイント 2

高額療養費の自己負担額が変わります

低所得の人は据え置いて、一般や上位所得者については見直します。また、70歳以上の人には医療費が高額になったときの負担を軽くするため、新たに自己負担限度額が設定されます。1カ月の医療費が高額になった場合、申請をして認められると限度額を超えた分があとから支給されます。



平成15年4月から
ここも変わります

外来の薬剤にかかる一部負担の廃止
患者の負担軽減策として、外来（在宅医療を含む）で薬をもらったときに支払う定額の別途負担を廃止します。

退職被保険者の一部負担金の改正
被用者保険における一部負担金の割合の見直しに合わせ、退職被保険者（被扶養者も含む）の一部負担金の割合を3割とします。

国民健康保険の 変わるところ

ポイント 1

病院の窓口で支払う
医療費の負担額が
年齢によって変わります



少子化対策の観点から、3歳未満の乳幼児の一部負担金が、3割から2割になります。また、70歳以上の高齢者の一部負担金は1割（一定以上所得者は2割）になります。

9月30日まで

一般
(0歳以上70歳未満)

3割負担

10月1日から

3歳未満の乳幼児

2割負担

3歳以上70歳未満

3割負担

70歳以上

1割負担

(一定以上所得者は2割負担)

一定以上所得者とは

現役世代の平均的収入以上の所得がある人（課税所得が124万円以上の人）とその世帯に属する人です。ただし、年収が夫婦二世帯などで637万円未満、単身世帯で450万円未満の人は、届け出れば1割負担になります。

老人保健の 変わるところ

ポイント 4

対象年齢が70歳以上から
75歳以上に

老人保健で医療を受ける人の対象年齢が、70歳以上から75歳以上（一定の障害のある人で市から認定を受けている人は65歳以上）に変わります。
ただし、9月30日までに70歳の誕生日を迎えずに老人保健で医療を受けている人（昭和7年9月30日以前に生まれた人）は75歳未満であっても、老人保健で医療が受けられます。
昭和7年10月1日以降に生まれた人は、75歳になるまでは引き続き現在加入している医療保険で医療を受け、75歳になったら老人保健で医療を受けます。



一定の障害のある人

いわゆる「寝たきり」の状態などで市から認定を受けた人は、65歳から老人保健で医療が受けられます。

ポイント 3

退職者医療制度の対象年齢が
70歳未満から75歳未満に



老人保健で医療を受ける人の対象年齢の引き上げに合わせて、退職者医療制度の対象年齢が70歳未満から75歳未満になります。
70歳以上の退職者医療制度対象者の自己負担は1割（一定以上所得者は2割）となります。

ポイント 5

老人保健制度の一部負担金が
1割に。また、
自己負担限度額が変わります

病院の窓口で支払う医療費の一部負担金は、外来（在宅医療を含む）、入院ともかかった費用の1割（一定以上所得者は2割を負担）になります。また、入院した場合の自己負担額が限度額を超えたときは、限度額までの支払いとなります。また、外来および入院などで、同一月の自己負担額が限度額を超えた場合、高額療養費で後から償還されます。

9月30日まで

かかった費用の

1割負担

（1カ月に3,200円、大病院では5,300円まで負担）

または定額制の診療所では
1日につき850円

（1カ月に4回まで）

10月1日から

かかった費用の

1割負担

ただし、一定以上
所得者は

（外来の月額上限制および診療所の定額負担制は廃止）

2割負担

国民健康保険および老人保健について、くわしくは保険年金課（☎20 15226）へ。

（注）ここでは今回の改正のポイントとなる部分をまとめてあります。さまざまなケースについての自己負担額の算出方法などは保険年金課にご確認ください。

古い保険証は
お返しください
10月1日からは、9月下旬に市から送付された、新しい保険証を使って診療を受けてください。
なお、古い保険証は保険年金課（市役所1階）または市立図書館、各公民館、市民課赤坂分室・遠山分室、美郷台地区会館、保健福祉館へ返却してください。

